

# 水戸神輿連合「ふるさと神輿」 渡御運行規約

令和元年5月23日

「ふるさと神輿」は、力を合わせて1基の神輿を担ぎ上げることにより、神輿文化の生み出す元気と絆が、各地域の仲間へ広がるとともに、未来のふるさとの担い手である次世代へと受け継がれ、地域社会の活性化に資することを目的として企画したものです。担ぎ手の皆さんには、この趣旨を十分に理解し、下記を遵守の上、楽しく盛大に参加されることを願います。

## 記

- 1 参加者は、事前に当規約の内容を了解し、誓約書に署名して登録を済ませなければなりません。  
なお、暴力団、その他反社会的団体に属する者及びそれらの団体に関係がある者は登録することができない。
  - 2 神輿の担ぎ手は、登録した一般参加者（観光客、協賛事業所従業員を含む市民等）及び神輿同好会会員とする。
  - 3 神輿同好会会員は、3連合（水戸神輿連合・茨城神輿連合・茨城万燈神輿連合の加盟団体）及び特別協力団体（水戸鴉会、隼会）並びにそれらの紹介団体とする。  
紹介を受けて参加する神輿同好会会員の行動については、紹介した会及び連合が全面的に責任を負うこととする。
  - 4 ふるさと神輿の一環により、登録した一般参加者を担ぎ手として受け入れるので、神輿同好会会員は、一般参加者のサポート及びおもてなしに努める。
  - 5 神輿同好会会員は、渡御中、自会の袴纏を着用する。
  - 6 参加者は、ふるさと神輿運行役員及び襷掛け役員の指示に従う。従わない場合は、その担ぎ手の所属する団体の参加を即時中止する。
  - 7 渡御中いかなる場合においても、子どもも含めて、神輿の上に乗らない。
  - 8 喧嘩・神輿乗り等のトラブルは絶対に起こさない。
  - 9 飲酒、喫煙については、公衆マナーを守る。
  - 10 上記5～9の規約を遵守できず、トラブル等の原因となった担ぎ手、その所属団体及びその紹介団体は、翌年度の参加を禁じる。
- ※ 当規約を十分理解した上で誓約書に署名すること。  
なお、神輿同好会においては、会責任者の責任により、末端の参加全会員にまで当規約を周知徹底すること。